第四　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項第一号及び第八号から第十二号まで、第三項第一号、第五号、第八号及び第九号、第四項第一号から第三号まで、第五項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表並びに第三第一項第三号及び第二項（令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算を行う場合にあっては、更に第二第三項第六号及び第七号の規定を含むものとする。）に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五　保有水平耐力計算、許容応力度等計算又は令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第二号を除く。）に定め、令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第三号を除く。）に定め、令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に膜構造の建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第六項まで（第四項を除く。）に定める。

一～四　（略）

2　暴風時に、屋外に面する膜面における支点（骨組等又は構造用ケーブルのうち荷重及び外力に応じて膜材料等を支持するものをいう。）及び当該支点の周囲の膜材料等の部分について、平成十二年建設省告示第千四百五十八号第一項第一号に規定する風圧力に対して安全上支障がないことを確かめること。

3　令第八十二条第二号の表の荷重及び外力について想定する状態において、次に定める膜面の部分の構造方法に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算を行うこと。

一　膜面における支点間距離が四メートル以下である膜面の部分　令第八十二条第二号の表の短期に生ずる力について、積雪時及び暴風時（同表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって当該部分に生ずる力とする。）における膜材料等の部分の常時の状態からの相対変形量を計算し、当該変形量が当該膜面における支点間距離のそれぞれ十五分の一及び二十分の一（その膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合又は当該部分に膜構造用フィルムを使用する場合にあっては、いずれも十分の一）以下であることを確かめること。

二　膜面における支点間距離が四メートルを超える膜面の部分　令第八十二条第二号の表の短期に生ずる力について、積雪時及び暴風時における膜材料等の部分の常時の状態からの相対変形量を計算し、当該変形量が当該膜面における支点間距離の十五分の一（その膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合又は当該部分に膜構造用フィルムを使用する場合にあっては、十分の一）以下であることを確かめること。

4～6　（略）

第四　耐久性等関係規定の指定

令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項第一号、第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで、第四項第一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及びニ(1)及び同号の表並びに第三第一項第三号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定する。

第五　保有水平耐力計算、許容応力度等計算又は令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第二号を除く。）に定め、令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第三号を除く。）に定め、令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に膜構造の建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第六項まで（第四項を除く。）に定める。

一～四　（略）

2　暴風時に、屋外に面する膜面における支点（骨組等又は構造用ケーブルのうち荷重及び外力に応じて膜材料を支持するものをいう。）及び当該支点の周囲の膜材料の部分について、平成十二年建設省告示第千四百五十八号第一項第一号に規定する風圧力に対して安全上支障がないことを確かめること。

3　令第八十二条第二号の表の荷重及び外力について想定する状態において、次に定める膜面の部分の構造方法に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算を行うこと。

一　膜面における支点間距離が四メートル以下である膜面の部分　令第八十二条第二号の表の短期に生ずる力について、積雪時及び暴風時（同表に定めるWについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一に相当する風圧力によって当該部分に生ずる力とする。）における膜材料の部分の常時の状態からの相対変形量を計算し、当該変形量が当該膜面における支点間距離のそれぞれ十五分の一及び二十分の一（当該膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合にあっては、いずれも十分の一）以下であることを確かめること。

二　膜面における支点間距離が四メートルを超える膜面の部分　令第八十二条第二号の表の短期に生ずる力について、積雪時及び暴風時における膜材料の部分の常時の状態からの相対変形量を計算し、当該変形量が当該膜面における支点間距離の十五分の一（当該膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合にあっては、十分の一）以下であることを確かめること。

4～6　（略）